

辰野町宮木泉水住宅活用事業契約書

令和 5 年 12 月

辰野町

前 文

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「P F I 法」という。）に基づき、遊休施設である宮木泉水住宅を民間事業者の資金と経営上のノウハウや創意工夫を最大限活用し、維持コストの削減や事業の効果による地域の活性化・地方創生を図るため、辰野町（以下「甲」という。）と株式会社 g o o d h o o d（以下「乙」という。）は、下記事業の実施に関して、次のとおり事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

1. 事業名

辰野町宮木泉水住宅活用事業

2. 事業の場所

辰野町大字伊那富字泉水 3305 番地 30 宮木泉水住宅
土地

所在地	地目	地積
辰野町大字伊那富字泉水 3305 番 30	宅地	290.74 m ²

建物

所在地	種類	構造	床面積
辰野町大字伊那富字泉水 3305 番地 30	居宅	木造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建	83.92 m ²

その他

附属建物及び設備を含む

3. 契約期間

自 令和 5 年 12 月 14 日

至 令和 16 年 3 月 31 日

この契約の証として、本事業契約書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 12 月 14 日

甲 辰野町中央 1 番地

辰野町

辰野町長 武居 保男

乙 辰野町大字辰野 1705 番地 1 S T U D I O リバー 3 F

株式会社 g o o d h o o d

代表取締役社長 鈴木 雄洋

目 次

第1章	用語の定義.....	1
第1条	(定義)	1
第2章	総則	2
第2条	(目的及び解釈)	2
第3条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	2
第4条	(事業期間)	2
第5条	(事業の場所)	2
第6条	(事業の概要)	2
第7条	(事業者の資金調達)	3
第3章	改修工事	3
第1節	総則	3
第8条	(工事の実施)	3
第9条	(事業者の責任)	3
第10条	(土地等の管理)	3
第11条	(工事に伴う近隣対策)	3
第2節	検査・確認	4
第12条	(工事施工に関する報告)	4
第13条	(中間確認及び建設現場立会い等)	4
第14条	(完工検査)	5
第3節	損害の発生.....	5
第15条	(第三者に対する損害)	5
第16条	(施設への損害)	6
第4章	維持管理	6
第1節	総則	6
第17条	(基本的事項)	6
第18条	(維持管理体制の確認)	6
第19条	(消耗品の分担)	6
第20条	(維持管理業務計画書等の提出)	6
第21条	(従事職員名簿の提出等)	7
第22条	(近隣対策)	7
第23条	(施設の修繕)	7
第2節	モニタリング	7
第24条	(業務報告書)	7
第25条	(モニタリングの実施)	8
第26条	(損害の発生)	8

第5章 契約の終了	9
第27条 (契約期間)	9
第28条 (解除の要件)	9
第29条 (法令の変更及び不可抗力)	10
第30条 (供用開始前の解除の効力)	10
第31条 (供用開始後の解除の効力)	10
第32条 (損害賠償)	11
第33条 (保全義務)	11
第34条 (関係書類の引渡し等)	11
第6章 雑則	12
第35条 (秘密保持)	12
第36条 (著作権の侵害防止)	12
第37条 (管轄裁判所)	12
第38条 (疑義に関する協議)	12
第39条 (その他)	12

第 1 章 用語の定義

第1条 （定義）

本事業契約において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次の通りとする。

1. 「維持管理業務」とは、対象施設に関する以下の業務をいう。
 - ア. 建築物保守管理業務
 - イ. 建築設備保守管理業務
 - ウ. 外構維持管理業務
 - エ. 清掃・衛生業務
2. 「供用開始予定日」とは、対象施設について乙が第三者へ供用を開始することを予定する日とする。
3. 「協力者」とは、乙以外の者で、本事業にかかる業務の一部を受託し又は請け負うことを予定している者をいう。
4. 「施工業者」とは、乙から本工事等を受託し又は請け負う者をいう。
5. 「事業計画」とは、第 4 条ないし第 6 条に定める事項及び内容をいう。
6. 「事業年度」とは、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間をいう。ただし、初年度は令和 5 年 12 月 14 日又は甲と乙が合意により変更した日から最初に到来する 3 月 31 日までの期間をいう。
7. 「実施方針及び実施要領」とは、本事業に係る公募型プロポーザル実施時に示したものをいう。
8. 「提案書」とは、乙が本事業の公募型プロポーザルにおいて甲に提出した提案書類その他一切の書類をいう。
9. 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。
10. 「本工事」とは、乙が本事業契約に基づき実施する対象施設の改修工事をいう。
11. 「本工事期間」とは、本工事の着工日から対象施設の供用が開始される日までをいう。
12. 「対象施設」とは、本事業契約に従い本事業の対象となる宮木泉水住宅及びその附帯設備をいう。
13. 「本事業期間」とは、本事業契約の締結日から本事業契約の終了する日（令和 16 年 3 月 31 日）又は本事業契約が中途解約された日のいずれか早く到来する日までをいう。

第2章 総則

第2条（目的及び解釈）

- 1 本事業契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本事業契約における各条項の見出しは参照の便宜のためであり、本事業契約の解釈に影響を与えるものでない。

第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

- 1 乙は、本事業が地域活性化・地方創生に寄与する施設としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 甲は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第4条（事業期間）

本事業の期間は、令和5年12月14日から令和16年3月31日までとする。

第5条（事業の場所）

本事業を実施する場所は、辰野町大字伊那富字泉水 3305 番地 30 宮木泉水住宅とする。

第6条（事業の概要）

- 1 本事業は、乙が自ら資金調達を行い、賃貸物件として運用するための改修を施し、若年世帯・子育て世帯をメインターゲットとする賃貸戸建て住宅として10年間運用し、移住定住の促進や町外転出の防止策として地域の次代を担う世帯の増加や人口減少の防止を図るものとし、それに係る維持管理業務及びその他これらに付随し、関連する一切の業務により構成されるものとする。
- 2 乙は、本事業を、本事業契約、公有財産貸付契約、「辰野町宮木泉水住宅活用事業」実施方針（以下「実施方針」という。）、「辰野町宮木泉水住宅活用事業」公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び辰野町宮木泉水住宅活用事業プロポーザル事業提案書（以下「提案書」という。）に従って遂行するものとし、その間に齟齬がある場合、本事業契約、公有財産貸付契約、実施方針及び実施要領、提案書の順にその解釈が優先するものとする。

第7条（事業者の資金調達）

本事業に関する乙の資金調達は、全て乙が自己の責任において行うものとし、甲は財政、金融、税制等の特段の支援・優遇措置は行わない。

第3章 改修工事

第1節 総則

第8条（工事の実施）

- 1 乙は、第6条第1項に定める事業の概要を遂行するために行う改修工事について、本工事に要する各種申請手続きその他必要となる手続きが完了した後速やかに、本工事を開始するものとする。
- 2 乙は、日本国の法令を遵守の上、本事業契約及び提案書に従い、本工事を実施するものとする。

第9条（事業者の責任）

- 1 施工方法その他本工事を完了するために必要な一切の手段については、乙が自己の責任において定めるものとする。
- 2 乙は、本工事期間中、本工事に関して必要な工事用電気、水道、ガス等を自己の責任及び費用負担において調達するものとする。
- 3 施工業者又は協力者が行う本工事の委託又は請負は全て乙の責任において行うものとし、施工業者又は協力者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。

第10条（土地等の管理）

- 1 乙は、事業期間において善良なる管理者の注意義務をもって本土地の管理を行う。

第11条（工事に伴う近隣対策）

- 1 乙は、本事業契約締結日から本工事の着工日までの間に、近隣住民に対し本事業にかかる事業計画の説明を行い、近隣住民の了解を得るよう努めるものとする（以下「近隣説明」という。）。
- 2 乙は、本工事の実施により生じうる騒音、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞、振動その他本工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案した上、合理的

に要求される範囲において近隣対策（本工事の内容を近隣住民に対して周知させること、本工事の作業時間について近隣住民の了解を得ること、及び車両の交通障害、騒音、振動その他工事に伴う悪影響を最小限度に抑えるための対策を含むが、これに限られない。以下「近隣対策」という。）を実施するものとする。

- 3 乙は甲に対して、前項に定める近隣対策の実施について、事前に実施の内容を報告し、事後にその結果を書面で報告するものとする。
- 4 近隣対策により乙に生じた損害、損失又は費用（本事業を遂行するにあたり乙において当該近隣対策の実施により生ずる追加的な費用を含む。）については、乙がこれを負担するものとする。ただし、甲が設定した条件又はそれに伴う近隣説明に直接起因して乙において生じた損害、損失又は費用（本事業を遂行するにあたり乙において当該近隣対策の実施により生ずる追加的な費用を含む。）については、甲がこれを負担するものとし、その負担の方法については、甲と乙との間において協議により決定するものとする。
- 5 乙は、近隣対策の不調を理由として事業計画を変更することはできない。
- 6 甲は、必要があると認める場合には、乙が行う近隣対策に協力することができる。

第2節 検査・確認

第12条（工事施工に関する報告）

乙は、甲が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うものとする。また、甲は、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

第13条（中間確認及び現場立会い等）

- 1 甲は、本工事期間中随時、乙に事前に通知した上で、対象施設が提案書に従って整備されていることを確認するため、乙に対して本工事について中間確認を求めることができるものとし、また、工事現場において本工事の状況を、乙の立会いの上、確認することができるものとする。
- 2 乙は、前項に定めるところの中間確認及び本工事の状況確認の実施について、甲に対して最大限の協力を行うものとし、また、施工業者をして、甲に対して必要かつ合理的な範囲において説明及び報告を行わせるなど最大限の協力を行わせるものとする。
- 3 甲は、前二項に定めるところの確認の結果、対象施設が本事業契約、公有財産貸付契約、実施方針及び実施要領、提案書に従って整備されていないと

判断した場合、乙に対してその是正を勧告することができ、乙はこれに従うものとする。

4 乙は、本工事期間中に乙が行う検査のうち主要なものを実施する場合、事前に甲に対して通知するものとする。甲は、当該検査に立ち会うことができるものとする。

5 甲は、本条に定めるところの確認、是正の勧告又は立会の実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

第14条（完工検査）

1 乙は、その日程を 10 日前に甲に対して通知した上で、自己の責任及び費用負担において、対象施設の完工検査（竣工検査及びその他の検査を含む。）を行うものとする。

2 甲は乙に対し、前項に定めるところの完工検査への立会いを求めることができるものとし、乙は、これに従うものとする。ただし、甲は、かかる立会の実施を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

3 前項に定めるところの甲の立会の有無を問わず、乙は甲に対して、第 1 項に定めるところの完工検査の結果を、検査済証及び甲がその他必要と認める検査結果等に関する書面の写しを添付した上、報告するものとする。

4 乙は、竣工図書等を作成し、前項の報告とともに、甲に対して提出するものとし、竣工図書との照合により、それぞれの完工確認を実施する。

5 甲は、前項に基づく完工確認の結果、対象施設が本事業契約、公有財産貸付契約、実施方針及び実施要領、提案書に従って整備されていないと認める箇所がある場合、乙に対して是正を勧告することができるものとする。その場合には、乙は、自己の責任及び費用負担において、当該勧告に従って当該箇所を是正するものとし、是正措置が完了した後、直ちに甲の確認を受けるものとする。

第3節 損害の発生

第15条（第三者に対する損害）

本工事の施工により第三者に生じた一切の損害、損失又は費用は、乙がこれを負担するものとし、第三者に対して賠償するものとする。

第16条（施設への損害）

- 1 対象施設について、事故等が発生または不可抗力により損害が生じた場合には、当該事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。
- 2 前項の規定による通知を受けた場合、甲は直ちに調査を行い、損害の状況を確認し、状況に応じて建物災害共済の申請を行う。
- 3 建物災害共済対象外の事項においては、乙が負担し措置する。それ以外の事項については実施方針の「リスク分担表」によるものとする。

第4章 維持管理

第1節 総則

第17条（基本的事項）

- 1 乙は、本事業契約及び公有財産貸付契約締結後に、対象施設にかかる維持管理業務を開始するものとする。
- 2 乙は、日本国の法令を遵守の上、本事業契約、公有財産貸付契約、実施方針及び実施要領、提案書に従って、維持管理業務を実施する。

第18条（維持管理体制の確認）

- 1 甲は、本事業契約、公有財産貸付契約、実施方針及び実施要領、提案書に従った維持管理体制がとられていることを確認するため、任意の方法により対象施設の維持管理体制をそれぞれ確認するものとする。
- 2 乙は、改修工事の着手日までに、対象施設の維持管理体制について、契約日から本事業期間が終了する日までの期間を通じた維持管理業務計画書並びに維持管理体制、業務分担、緊急連絡体制等に関する業務に必要な書類を作成した上、甲に対して提出するものとする。

第19条（消耗品の分担）

- 1 維持管理業務に伴う消耗品は、乙の費用負担において、乙がこれを購入するものとする。
- 2 維持管理業務に伴い必要となる光熱水費等は、乙がこれを負担するものとする。

第20条（維持管理業務計画書等の提出）

- 1 乙は、契約日以降、各事業年度における対象施設の維持管理業務計画書を

作成し、甲に対して提出するものとする。

- 2 乙は、予め甲と非常時又は緊急時の対応について協議した上、対応マニュアルを作成し、甲に対してその写しを提出するとともに、対象施設において保管する。事故その他非常時又は緊急時の対応が必要となる事態が発生した場合、乙は、対応マニュアルに基づき直ちに必要な措置を講じるとともに、甲に報告する。

第21条（従事職員名簿の提出等）

- 1 乙は、維持管理業務に従事する者（以下「従事職員」という。）の名簿を甲に提出し、従事職員に異動があった場合、その都度報告しなければならない。
- 2 甲は、乙の従事職員がその業務を行うのに不相当と認められるときは、その事由を明記して、乙に対しその交代を求めることができ、乙はこれに従うものとする。

第22条（近隣対策）

- 1 乙は、自己の責任及び費用において、対象施設の維持管理に関して合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。
- 2 甲は、必要があると認める場合には、乙が行う近隣対策に協力することができる。

第23条（施設の修繕）

- 1 乙は、維持管理業務開始時以後、対象施設の維持管理業務計画書により自己の責任と費用負担において修繕を行うものとする。
- 2 年間維持管理業務計画書に記載のない修繕を行う必要が生じた場合、乙は、事前に甲に対して通知し、承諾を得て当該修繕を実施するものとする。ただし、当該修繕が甲の責めに帰すべき事由に基づくものであるときは、甲が当該修繕に要する費用を負担するものとする。

第2節 モニタリング

第24条（業務報告書）

- 1 乙は、本事業期間において、実施方針に基づき、事業期間中の進捗状況、支出した経費及び事業効果について各年四半期ごとに本施設の維持管理状況を正確に反映した維持管理業務実施報告書（以下「業務報告書」という。）を作成するものとする。

- 2 乙は、前項の定めるところに従って作成した業務報告書を各年四半期の翌月5日（当該日が休日である場合には、その翌営業日とする。）に甲に対して提出するものとする。
- 3 業務報告書には、各年四半期ごとの収支計算書、修繕・維持管理業務内容を明記すること。

第25条（モニタリングの実施）

- 1 甲は、自らの責任及び費用負担において、対象施設が第6条に定める事業の概要を充足しているかモニタリングを実施するものとする。
- 2 甲は、前項の確認の結果、対象施設の維持管理状況が本事業契約、公有財産貸付契約、実施方針及び実施要領、提案書に満足して実施されていないと判断した場合、乙に対してその是正を勧告することができるものとする。是正勧告が行われた場合、乙は、是正勧告を受けた日から5日以内に、それに対応する業務改善計画書を作成し、甲に対して提出した上、是正措置をとるものとする。
- 3 甲は、モニタリングの実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。
- 4 モニタリングの結果について、公表することにより乙の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある事項については非公表とする。

第26条（損害の発生）

- 1 乙は、対象施設の維持管理に際して、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合、甲又は第三者が被った損害を負担するものとし、甲又は第三者の請求後これを賠償するものとする。
- 2 乙は、対象施設の損害賠償に係る債務を担保するため、本事業期間につき、「一般財団法人 全国自治協会」の建物災害共済事業に加入し、共済料を納付するものとする。なお、共済対象外の事項においては、乙が負担し措置するものとする。
- 3 前項の定めるところに従って共済対象外の事項の措置を行う保険等に参加し又は加入させた場合、乙は、当該保険等に係る保険証券又はその他の書面で保険等の内容を示すものを、その加入後速やかに甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

第5章 契約の終了

第27条（契約期間）

- 1 本契約の解除の要件については、次条の定めるものとし、公有財産貸付契約が解除されたときは、本事業契約は、その時点において終了する。
- 2 本事業契約の契約期間は、本事業契約締結の日から令和16年3月31日までとする。ただし、協議によっては終期後に期間の延長を可能とし、事業の終期日の5ヶ月前までに期間延長における理由書及び事業計画書を提出し延長の可否について協議できるものとする。
- 3 乙は、本事業期間の満了による終了にあたっては、甲に対して、対象施設の維持管理に関して必要な事項を説明し、かつ、乙が用いた維持管理に関する要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎを行う。

第28条（解除の要件）

- 1 公有財産貸付契約の定めるもののほか、次の各号に該当するときは、甲は、特段の催告をすることなく、本事業契約を解除することができる。
 - (1) 乙が、本工事に着手すべき時期を過ぎてもそれらに着手せず、かつ、甲が相当の期間を定めて催告しても、当該遅延につき乙から甲が満足する説明が得られないとき。
 - (2) 供用が開始されるべき対象施設の供用が開始されず、かつ、間接的な活動も行っていない場合において、事業を放棄したとみなされる状態の期間が30日を超えたとき。ただし、乙の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。
 - (3) 乙が、第24条の定めるところに従い作成する業務報告書に著しい虚偽の記載をしたとき。
 - (4) 乙が、本事業契約上の義務に違反し、かつ、甲が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、その相当期間内にその違反が治癒されないとき。
 - (5) 前各号に規定する場合のほか、乙が本事業契約上の義務に違反し、その違反により本事業の目的を達することができないことが明らかであるとき。
- 2 甲が、本事業契約上の重要な義務に違反し、当該違反を是正しない場合、乙は、本事業契約を解除することができる。
- 3 乙が、甲に対して少なくとも90日前に解約の申し入れを行い、その申し出に対して甲が承認したときには本事業契約を解除することができる。
- 4 乙は、対象施設の一部または全ての滅失その他の事由により、残存するもののみでは第6条に定める目的を達成することが困難な場合は、甲が検査を行った上、承認したときには本事業契約を解除することができる。

第29条（法令の変更及び不可抗力）

法令の変更若しくは不可抗力により、対象施設の整備ができなくなったとき若しくは維持管理ができなくなったときその他本事業の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令の変更若しくは不可抗力により、対象施設の整備又は対象施設の維持管理を行うために追加的な費用が必要な場合、乙は甲に対して、速やかにその旨を通知するものとし、甲及び乙は、実施方針の「リスク分担表」に基づき協議するものとする。

第30条（供用開始前の解除の効力）

1 第三者へ対象施設の供用が開始される前に本事業契約が解除された場合、本事業契約は将来に向かって終了するものとし、甲及び乙は、以下の各号に定めるところに従って、対象施設（出来形部分を含む。）を取り扱うものとする。

(1) 第 28 条に定めるところにより乙の責めで本事業契約が解除された場合には、乙の費用負担において、甲による検査を行い、乙が支出した有益費が現存している場合には、乙は甲に対しその有益費の償還等の請求をすることができる。ただし、必要費は償還等の請求はできないものとする。また第 26 条第 1 項により乙が負うべき損害が解約時に存在する場合はこれを相殺することができ、残額があるときは、支払時点までの利息（年 14.6%の割合とする。）を付した上、一括払い又は分割払いにより乙に対して支払うものとする。

(2) 第 28 条第 2 項の定めるところに従って本事業契約が解除された場合、甲は、自己の費用負担において、乙に対して、その対価及び支払時点までの利息（年 14.6%の割合とする。）を付した上、一括払い又は分割払いにより支払う。

2 甲の責めで本事業契約が解除された場合には、甲の負担によりその損害を賠償する。

第31条（供用開始後の解除の効力）

1 第三者へ対象施設の供用が開始された後に第 28 条の定めるところにより本事業契約が解除された場合、本事業契約は、将来に向かって終了する。

2 前項の場合、甲は、本事業契約が解除された日から 10 日以内に対象施設の現況を検査した上、対象施設に乙の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、乙に対してその修補を求めることができる。乙は、その費用負担において対象施設の修補を実施するものとし、修補完了後、速やかに甲に対してその旨を通知するものとする。甲は、通知の受領後 10 日以内に修補の完了検査を行うものとする。

3 前項の手続終了後、乙は、速やかに維持管理業務を、甲に引き継ぐものと

し、甲が維持管理業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行うものとする。

4 甲の責めで本事業契約が解除された場合には、甲の負担によりその損害を賠償する。

第32条（損害賠償）

1 乙は、本契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、甲において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項の規定に基づき本契約を解除した場合において損失が生じたときは、同条第5項の規定に基づき、その補償を請求することができる。

3 甲は、第28条の規定（前項の事由及び甲の責めで本事業契約が解除された場合を除く）により、本契約が解除された場合において、乙に生じた損害について、何ら賠償ないし、補償を要しない。

第33条（保全義務）

乙は、解除の通知がなされた日から維持管理業務の引継ぎ完了のときまで、対象施設（出来形部分を含む。）について、自らの責任及び費用において、最小限度の保全措置をとらなければならない。

第34条（関係書類の引渡し等）

1 乙は、維持管理業務の引継ぎの完了と同時に、甲に対して、竣工図書（ただし、すでに乙が提出しているものを除く。また、本事業契約が対象施設の供用開始前に解除された場合、図面等については乙がすでに作成を完了しているものに限る。）その他対象施設の整備及び修補にかかる書類並びに対象施設の維持管理に必要な書類の一切を引き渡すものとする。

2 甲は、前項に基づき提出を受けた図書等を対象施設の維持管理のために、無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができるものとし、乙は、甲によるかかる図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとする。

第6章 雑則

第35条（秘密保持）

乙及び本業務に従事するものは、本業務の実施によって知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約満了後若しくは解除された後においても同様とする。

第36条（著作権の侵害防止）

- 1 乙は、対象施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。
- 2 乙は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害する場合、自己の責任及び費用負担において、第三者に対して損害を賠償し、その他必要な措置を講じなければならない。

第37条（管轄裁判所）

本事業契約に関する紛争は、長野地方裁判所伊那支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

第38条（疑義に関する協議）

本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

第39条（その他）

- 1 甲及び乙は、本事業契約に別段の定めがある場合を除く他、本事業契約に基づいて相手方に対して行う請求、通知、報告、申出、承諾、勧告、催告及び解除その他一切の意思表示又は観念若しくは事実の通知を、書面をもって行うものとする。なお、甲及び乙は、かかる請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知するものとし、本事業期間中に変更された場合、直ちに相手方に通知するものとする。
- 2 本事業契約の履行に関して甲と乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本事業契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。